

夕張市財政再生計画の変更 (令和元年12月)の概要

- 本年9月17日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和元年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 財政調整基金積立 (+68百万円)

平成30年度決算剰余金に係る繰越金(85百万円)について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。

(財源) 一般財源 68百万円

(2) 石炭博物館模擬坑道の排水経費 (+19百万円)

本年4月に発生した火災による消火活動により、現在水没状態にある模擬坑道について、排水作業を行うための経費を計上するもの。

(財源) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 19百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増(+19百万円)、繰入金の増(+32百万円)、その他の増(+87百万円)により138百万円の増

(2) 歳出

人件費の増(+8百万円)、物件費の増(+38百万円)、扶助費の増(+22百万円)、繰出金の増(+2百万円)、その他の増(+68百万円)により138百万円の増

II 財政再生計画本文の変更

平成29年3月の財政再生計画大幅見直しの際に開催された特別職報酬等審議会における特別職の給与改善答申については、市長判断により改善を見送っていたが、今般、答申に基づき、財政再生計画本文を次のとおり変更する。

〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(変更前)	(変更後)
<p>(1) 人件費</p> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。<u>ただし、当分の間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</u> 	<p>(1) 人件費</p> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。